

○日除け（広告用を除く）

※文字入りの場合は自家用看板扱いとなります。

主な基準	
占用する方	
道路占用を適切に行うことのできる主体であること	
占用する場所	
公共物である道路を占用するものとして適切であること	道路の敷地外に余地がないため道路上に設置せざるを得ない
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所に設けられること	道路敷地への出幅は、1m以内
	【歩道がある場合】 日除けの最下部と路面との距離は2.5m以上離れている
物件・施設の構造など	
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがないこと	風雨、地震等により倒壊、落下などの事故が起きないような強固なものである
	【更新時】 設置状況を点検し、倒壊、落下などの事故のおそれがない
道路の交通に及ぼす支障ができる限り少ないこと	色彩等は信号機や道路標識に類似しておらず、それらの効用を妨げることはない
	意匠、色彩等により、脇見運転等を引き起こすものではない 車両運転者の視認性を妨げるものではない
管理形態など	
必要な管理を行うこと	倒壊、落下などの事故が生じないよう、適切な維持管理を行っている
	【可動式の場合】 夜間や荒天時には屋内に収納するなど、適切に管理する
その他	
確認事項	警察署への道路使用許可申請の状況を確認する場合があります

【イメージ図】

